

平成25年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成25年4月
環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成25年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事実施にあたっては、震災からの復旧復興として、災害廃棄物の処理や除染、放射性物質による健康影響等について国民への周知と理解を求める必要があります。また、震災から2年余を経過し、三陸復興国立公園の創設やエコツーリズム等を通じた復興活動が重要な位置づけとなります。

また、本年は、2013年以降の地球温暖化対策計画を策定する予定となっており、金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、温室効果ガスの削減等と経済成長による富の創出の同時実現を目指すこと、更に循環型社会の構築や環境面からの暮らしの安心や自然共生社会の実現などが課題となっています。

(1) 月間行事実施にあたって留意すべき施策

① 東日本大震災からの復旧復興

被災地の復興に向けては災害廃棄物の処理を引き続き着実に進めるとともに、除染活動の本格化、また三陸復興国立公園を5月に創設し、グリーン復興プロジェクトの実施と併せて、観光業の振興などで地球経済の活性化を図ります。

② 温暖化防止と経済成長に関する取組

温室効果ガスの削減を図り、経済にもよい影響を与えるような低炭素社会を創出することは我が国が立ち向かうべき大きな課題です。金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、温室効果ガスの削減等と経済成長による富の創出の同時実現を目指します。

また、引き続き節電対策における国民運動を推進していきます。

③ 循環型社会・自然共生社会への取組等

廃棄物の循環利用や適正な処理を進める循環型社会の構築や、大気・水環境の保全や化学物質対策を通じ、環境面からの暮らしの安心を図ります。また、国立公園の魅力向上、人と生きものとの共生により自然共生社会の実現を進め、地域の活性化にもつなげていきます。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「東日本大震災からの復旧復興」をはじめとし「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。

そこで、平成25年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

- ・行動することを重視する
国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。
- ・環境政策・取組への理解と参加を進める
環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。
- ・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう
IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。
- ・課題間のつながりを大切にする
各主体の行動全体を、環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

- ① 環境の日： 6月5日
- ② 環境月間： 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO/NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工

場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会

- ・実践活動：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、スーパークールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減、小型家電の回収への協力等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰

平成24年度	平成25年度
<p>平成24年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領</p> <p>1 背景 (略)</p> <p>2 平成24年度の「環境月間」について 今年度の環境月間の行事实施にあたっては、震災からの復旧復興として、災害廃棄物の迅速な処理に向けた取組や除染活動について国民への周知と理解を求める必要があります。震災後1年を経過した現在でも生活、経済、そのベースとなる環境を取り戻すためには多くの困難が残されており、被災地との絆を具体化する取組やCSR、ボランティア等の活動が重要な位置づけとなります。</p> <p>また、6月は国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催され、低炭素社会の構築をはじめとした持続可能な社会の発展を実現に向けた取組を行います。更に、循環型社会の実現、生物多様性の保全など自然共生社会の実現に向けた構築も中期的な視点での展開が不可欠です。</p> <p>(1) 月間行事实施にあたって留意すべき施策</p> <p>① 地球温暖化対策への取組 地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対して、世界が立ち向かおうとしております。我が国では、あらゆる政策を総動員して、国民の皆様と一緒に、地球温暖化防止を推進しているところです。東日本大震災を契機として国民の間に広がった節電に対する機運の高まりにより進んだライフスタイルの変革を定着させ、さらに全国に展開するため震災後の節電構造を分析し効果的な節電・CO2対策を明らかにするとともに、地域に根ざした国民意識の醸成に向けた取組を強化していきます。</p> <p>② 生物多様性に関する取組 平成22年10月に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)での成果の実現を図ります。また、平成23年6月に小笠原諸島が世界自然遺産に登録されたところであり、これら生物多様性保全上重要な地域の保全を推進すると</p>	<p>平成25年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領</p> <p>1 背景 (略)</p> <p>2 平成25年度の「環境月間」について 今年度の環境月間の行事实施にあたっては、震災からの復旧復興として、<u>災害廃棄物の処理や除染、放射性物質による健康影響等について国民への周知と理解を求める必要があります。また、震災から2年余を経過し、三陸復興国立公園の創設やエコツーリズム等を通じた復興活動が重要な位置づけとなります。</u></p> <p><u>また、本年は、2013年以降の地球温暖化対策計画を策定する予定となっており、金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、温室効果ガスの削減等と経済成長による富の創出の同時実現を目指すこと、更に循環型社会の構築や環境面からの暮らしの安心や自然共生社会の実現などが課題となっています。</u></p> <p>(1) 月間行事实施にあたって留意すべき施策</p> <p>① <u>東日本大震災からの復旧復興</u> <u>被災地の復興に向けては災害廃棄物の処理を引き続き着実に進めるとともに、除染活動の本格化、また三陸復興国立公園を5月に創設し、グリーン復興プロジェクトの実施と併せて、観光業の振興などで地球経済の活性化を図ります。</u></p> <p>② <u>温暖化防止と経済成長に関する取組</u> <u>温室効果ガスの削減を図り、経済にもよい影響を与えるような低炭素社会を創出することは我が国が立ち向かうべき大きな課題です。金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進、再生可能エネルギーの導入加速化を二本柱に、温室効果ガスの削減等と経済成長による富の創出の同時実現を目指します。</u></p>

ともに、シカ対策など人と生きものが共生する社会を目指します。さらに、エコツーリズムの推進により、自然資源の持続可能な利用と地域経済の自立と活性化等に寄与していきます。

③ 循環型社会形成への取組等

厳しい資源制約のある我が国において持続的な発展を目指すために、「循環型社会」の構築が不可欠であります。そのために、使用済小型電気電子機器からの有用金属（レアメタルを含む）回収・再生利用の促進、静脈産業メジャーの育成とその海外展開を支援するとともに、アジア3R推進フォーラム等の国際的な循環型社会の構築を戦略的に展開します。また、有害廃棄物等の適正処理を引き続き推進します。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「災害からの環境回復」「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。

そこで、平成24年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につ

③ 循環型社会・自然共生社会への取組等

廃棄物の循環利用や適正な処理を進める循環型社会の構築や、大気・水環境の保全や化学物質対策を通じ、環境面からの暮らしの安心を図ります。また、国立公園の魅力向上、人と生きものとの共生により自然共生社会の実現を進め、地域の活性化にもつなげていきます。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「東日本大震災からの復旧復興」をはじめとし「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。

そこで、平成25年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につ

なげていく。

・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

(略)

(2) 実施主体

(略)

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、スーパークールビズ(冷房温度の適正化及び服装の工夫)等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動(海岸を含む)、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品

なげていく。

・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

(略)

(2) 実施主体

(略)

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、スーパークールビズ(冷房温度の適正化及び服装の工夫)等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減、小型家電の回収への協力等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動(海岸を含む)、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動

等の表彰

・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品
等の表彰